

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	戸籍住民基本台帳一般事務	会計名称	一般会計		担当課	市民課	
		予算科目	2 款 3 項 1 目	事業番号	650	所属長名	米湊 誠二
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	堀内 和美	
法令根拠等	戸籍法・住民基本台帳法・伊予市印鑑条例・破産法・後見登記等に関する法律・犯歴事務規定				実施期間	【開始】	平成 17 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造					【終了】	平成 年度(予定) ■ 設定なし
	情報化社会に対応した基盤づくり						
総合計画における本事業の役割	庁内の関連業務をひも付けした総合窓口システムを構築し、平成29年5月の新庁舎移転に合わせて運用を開始する。						
事業の対象	伊予市に本籍または住民票のある日本人及び外国人		事業の目的	国の法定受託事務である戸籍事務、住民の居住関係の公証であるとともに、住民に関する事務の基礎となる住民基本台帳事務、印鑑登録事務及び犯歴事務等について、情報の正確な記録と適正な管理を行う。			
事業の内容 (整備内容)	各業務の電算化・システム化を推進するなかで、住民サービス向上のため、基幹業務更改に合わせてコンビニ交付サービス（平成29年2月）、総合窓口サービス（平成29年5月）を導入する。各システムの構築及び検証、運用方法の検討を行い、サービス開始に向けて具体的な協議を進める。		昨年度の課題に対する具体的な改善策	伊予市電子市役所構築プロジェクト会議 総合窓口班において、関係部署との連携をとりながら総合窓口システムを構築する。			

事業活動の内容・成果（D0）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	27年度実績	28年度予定	9月末の実績	28年度実績
直接事業費		13,300	18,745	6,077	0	0	23,665	戸籍等の発行件数		件	18666	20000	9769	19140
財源内訳	国庫支出金	221	216	0	0	0	178							
	県支出金	53	43	0	0	0	49							
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	18,913	10,247	0	0	0	18,471	住民票等の発行件数		件	20580	20000	11321	21209
	一般財源	△ 5,887	8,239	6,077	0	0	4,967							
職員の人工（にんく）数		9.45	7.35				7.35	印鑑関係の発行件数		件	12074	14000	4929	10084
1人工当たりの人件費単価		8,042	8,086				8,086							
※ 直接事業費÷人件費		89,297	78,177				83,097							
主な実施主体		直接実施（臨時職員6人を含む）		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）				その他証明書の発行件数		件	589	1000	1620	2317
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	5年間の合計			
						23,848	23,848	23,848	23,848	23,848	119,240			
成果指標	指標	証明発行件数（窓口・郵送請求）				単位	区分年度	27年度	28年度	29年度	目標 毎年度			
	件					目標		55000	55000	55000				
	指標設定の考え方	本庁及び各支所（伊予・中山・佐礼谷・双海・下灘・上野・大平）の窓口・郵送、コンビニエンスストアで交付した有料・無料（公用を含む）証明書の発行件数				⇒	実績	51909	52750					
	指標で表せない効果													

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		基幹システム更改は予定どおり10月に実施する。その後、総合窓口システム構築の検証が本格化する見込みある。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	3	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	基幹システム更改は10月に完了した。 1月からは総合証明シスムの運用を開始し、住民税申告時期の証明書発行について利便性を高めることができた。 2月からはコンビニ交付システムの運用を開始し、セミナーを開催した。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B			
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上らず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3						
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国の法定受託事務であるために、継続が必要である。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	4						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B			
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上らず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3						

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		■	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
			コンビニ交付の利点を周知し、利用者増を目指していくこと。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営 最終者 判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	二次判定の内容を踏まえ見直すこと。
	☐	現状のまま継続する。	
	■	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	